

緊急集会 過労死をしない・させない残業規制を！

働き方改革の真偽を問う

やりがい搾取企業ともぐり残業

日時 2017年3月22日(水) 18時30分~20時40分

会場 エルおおさか 南館1023 (開場18時)

第1部 講演 北 健一さん(ジャーナリスト、『電通事件—なぜ死ぬまで働かなければならないのか』旬報社の著者)

電通事件と「働き方改革」

第2部 リレートーク 司会 岩城 稜弁護士

寺西笑子さん(全国過労死を考える家族の会代表) 国会情勢をめぐって
森岡孝二さん(大阪過労死問題連絡会会長) 政府はなぜ残業規制を言い出したか
松浦 章さん(『日本の損害保険産業』著者) 危険な裁量労働制の拡大

資料代 500円

「働き方改革実現」会議で残業規制の「事務局案」が示されました。これによれば、政府は残業の上限を1年720時間としています。1カ月は一応45時間までOKとされ、「臨時的な特別な事情がある場合」は、月100時間、2~6カ月の平均80時間という過労死ラインまで認めるのではないかと予想されています。そのうえ、政府は、長時間労働を助長する「高プロシットの創設」や「裁量労働制の拡大」を強行しようとしています。これを押し返し、まともな残業規制を実現するための重要な局面です。ぜひご参加ください。



地下鉄谷町線「天満橋」駅より西へ300m
地下鉄堺筋線「北浜」駅より東へ500m

<共催>NPO法人働き方ASU-NET、民主法律協会

連絡先

530-0047 大阪市北区西天満4丁目4-18梅ヶ枝中央ビル6階
TEL:06-6809-4926 FAX:06-6809-4927
E-mail:info@hatarakikata.net URL:<http://hatarakikata.net/>